

## 柏原市下水道マンホール蓋の広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市下水道事業の自主財源を確保するために実施する、マンホール蓋（柏原市が所有する公共下水道に設置されたマンホール蓋をいう。以下同じ。）への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、道路法（昭和27年法律第180号）の規定により、柏原市道路管理者が管理する歩道に設置されたマンホール蓋のうち、別に定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、柏原市が所有又は使用する権原を有する土地に設置されたマンホール蓋について、当該土地（土地にある建物、工作物等を含む。）の管理に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、当該マンホール蓋を広告掲載の対象とすることができる。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載の基準は、柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第14条の規定の例による。

2 市長は、前項に定めるもののほか、柏原市下水道事業に係る使用料、負担金、手数料その他これらに類するものに滞納がある者又は滞納がある者が代表を務める法人に関する広告は、掲載しない。

(広告掲載の規格)

第4条 広告掲載は、次に掲げる規格のプレートに、広告掲載のデザインを印刷したもの（以下「広告プレート」という。）により行う。

(1) 形状 円形

(2) 大きさ 直径500ミリメートル

(3) 仕様 ステンレス製プレートに広告を印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特殊エンボス仕上げを施したもの

2 広告掲載のデザインの規格は、次のとおりとする。

(1) 個人、法人等の名称（商品、製品等の名称及びロゴマークは除く。）の表示は、マンホール蓋の外郭線を縦横とする長方形の面積の20分の1以内とする。

(2) ロゴマークの使用は、権利を有するものに限る。

(3) 彩色は、フルカラーとする。ただし、通行の妨げとなる蛍光、反射性等の塗料を用いたものは使用できないものとする。

(4) 記号等は、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印等）は使用できないものとする。

(5) 一般的に広告として理解され得ず、広告掲載のデザインに使用するには不適切なもの（意味不明の記号、判読できないマークの羅列等）は、使用できないものとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間(以下「広告掲載期間」という。)は、1箇月を単位とし、広告掲載を開始した日(以下「開始日」という。)が属する会計年度以降5箇年度以内とする。

(広告料)

第6条 広告掲載の料金(以下「広告料」という。)は、マンホール蓋1箇所当たり月額6,700円に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。

2 前項の場合にあつて、1箇月に満たない日数があるときは、これを1箇月に切り上げる。

3 広告料は、開始日が属する月から発生するものとする。

4 広告料の納付は、市長が指定する期日、方法等により、1箇年度分を一括して納入するものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、柏原市の広報、ホームページ等により行う。

(広告掲載の応募)

第8条 広告掲載の募集に応じようとする者(以下「応募者」という。)は、柏原市下水道マンホール蓋広告掲載応募書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 応募者が、事業を営んでいるときは、その事業の概要等が分かる書類

(2) 市町村税の全税目の納税証明書又は未納がないことを証明する書類(直近のものに限る。)

(3) 広告掲載のデザイン案

2 前項の提出は、柏原市役所の開庁時間内に行わなければならない。

3 市長は、応募者を審査する上で、必要があると認めるときは、応募者に対し、第1項各号に掲げる書類のほか、追加で書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項又は前項に規定により提出された書類は返却しないものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による応募があつたときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査は、応募の順で行い、複数の応募があつたときは、くじによる抽選により行うものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、柏原市下水道マンホール蓋広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該応募者に通知する。

4 前項に規定する通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、柏原市と広告掲載に関する契約を締結しなければならない。この場合において、当該通知を受けた者は、市長に印鑑証明書を提出しなければならない。

(広告掲載のデザインの承認)

第10条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲載のデザインを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告掲載のデザインについて、その内容が、第3条の広告掲載の基準若しくは第4条第2項の広告掲載のデザインの規格に適合しないとき又は第8条第1項の規定により提出された広告掲載のデザイン案と乖離があるときは、広告主に対し、内容の修正を指示することができる。

(広告プレートの製作)

第11条 広告主は、前条の規定により広告掲載のデザインを承認されたときは、遅滞なく広告プレートを製作しなければならない。

2 広告プレートの製作は、市長が指定する製作者者に依頼して行わなければならない。この場合において、市長は広告主が円滑に依頼できるよう協力するものとする。

3 広告プレート製作に要する費用(プレート購入費を含む。)は、広告主の負担とする。

(広告プレートの寄贈等)

第12条 広告主は、前条の規定により製作した広告プレートを柏原市に寄贈しなければならない。ただし、当該広告プレートのデザインの著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利を柏原市が有するものと解釈してはならない。

2 市長は、第1項の規定により寄贈を受けた広告プレートを、広報、ホームページ等の掲載に無償で使用できるものとする。

3 市長は、第20条の規定により撤去した広告プレートを、柏原市にとって使用価値がないと認められるときは、当該広告プレートを寄贈した広告主に返還するものとする。

(広告プレートの設置)

第13条 市長は、前条第1項の規定により寄贈された広告プレートを、開始日までに設置するものとする。

2 広告プレートの設置に要する費用は、柏原市の負担とする。

(広告プレートの維持管理等)

第14条 市長は、広告プレートの維持管理に起因して、第三者に損害を与えたときは、その責任を負う。

2 広告主は、広告掲載のデザインの内容に起因して、第三者からの苦情その他の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載期間の変更)

第15条 広告掲載期間は、1箇月を単位として短縮又は延長の変更をすることかできる。ただし、延長の変更については、当該広告掲載の開始日が属する会計年度以降5箇年度を超えて変更することはできないものとする。

- 2 広告掲載期間の変更をしようとする広告主は、柏原市下水道マンホール蓋広告掲載変更申出書(様式第3号)により、市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出があったときは、その変更の諾否について、柏原市下水道マンホール蓋広告掲載変更決定通知書(様式第4号)により、当該申出をした広告主に通知するものとする。

(広告掲載のデザインの変更)

第16条 広告掲載のデザインは、広告掲載期間中であっても変更をすることができる。

- 2 広告掲載期間中に広告掲載のデザインを変更しようとする広告主は、柏原市下水道マンホール蓋広告掲載変更申出書により、市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出があったときは、その変更の諾否について、柏原市下水道マンホール蓋広告掲載変更決定通知書により、当該申出をした広告主に通知するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、広告掲載のデザインの変更については、第10条から第14条までの規定の例による。

(広告掲載のデザイン変更の指示)

第17条 市長は、広告掲載のデザインの内容が起因する第三者からの苦情その他の問題について、その第三者からの苦情その他の問題の内容が、広告掲載のデザインを変更することに相当の理由があると認めるときは、広告主に対し、広告掲載のデザインの変更を指示することができる。

- 2 前項の規定により広告掲載のデザインの変更を指示された広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載のデザインを変更しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、広告掲載のデザインの変更の指示については、第10条から第14条までの規定の例による

(広告掲載の停止)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を停止することができる。

- (1) 広告掲載をしているマンホール蓋(当該マンホール蓋が設置されている設備、施設等を含む。)又はその周辺において、公用、公共用又は公益事業の用に供する必要があるとき。
  - (2) 広告プレートの破損、汚損等により、維持管理上支障を及ぼすおそれ又は広告掲載に適さないと認めれるとき。
  - (3) 広告主がこの要綱の規定に違反するとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載を停止しようとするときは、その旨を柏原市下水道マンホール蓋広告掲載停止又は取消し通知書(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により広告掲載を停止したときは、その停止期間に応じて広告掲載期間を延長することができる。ただし、当該広告掲載の開始日が属する会計年度以降5箇年度を超えて延長することはできないものとする。

4 市長は、第1項の規定による広告掲載の停止に起因して生じた損害について、その責めを負わないものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第19条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当するときであつて、広告掲載の決定を取り消すことに相当の理由があると認める場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消そうとするときは、その旨を柏原市下水道マンホール蓋広告掲載停止又は取消し通知書により、広告主に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定の取消しに起因して生じた損害について、その責めを負わないものとする。

(撤去)

第20条 市長は、広告掲載期間が満了したとき又は前条第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告プレートを撤去するものとする。

2 広告プレートの撤去に要する費用は、柏原市の負担とする。

(広告料の還付)

第21条 既に納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載を停止又は広告掲載の決定を取り消されたときは、既に納入された広告料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する額は、納付された広告料のうち、広告掲載ができなかった日が属する月分の額とし、利子は付さないものとする。

3 広告主は、第1項ただし書の規定により広告料の還付を受けようとするときは、柏原市下水道マンホール蓋広告料還付請求書(様式第6号)により、市長に請求しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求があつたときは、還付の可否について、柏原市下水道マンホール蓋広告料還付決定通知書(様式第7号)により、当該請求をした広告主に通知するとともに、速やかに広告料を還付するものとする。

(損害賠償請求)

第22条 広告掲載の内容により市長が損害を被つた場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(審査会への諮問)

第23条 市長は、第2条の広告掲載の対象、第7条の広告掲載の募集及び第9条の広告掲載の決定について、柏原市下水道施設有料広告事業選定審査会に諮問するものとする。

(その他の事項)

第24条 この要綱に定めるもののほか、マンホール蓋の広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。